

白井市入札公告第 1 0 6 号

水道管移設工事（R 7）の一般競争入札（事前審査型・総合評価方式）の実施について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条第 1 項及び同条第 3 項並びに地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号、以下「政令」という。）第 1 6 7 条の 1 0 の 2 の規定に基づき、一般競争入札（事前審査型・総合評価方式）を次のとおり実施する。

なお、この入札は、ちば電子調達システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

令和 7 年 3 月 5 日

白井市長 笠井 喜久雄

1 一般競争入札に付する事項

- | | |
|------------------|--|
| (1) 案 件 名 | 水道管移設工事（R 7） |
| (2) 履 行 場 所 | 白井市富土地先 |
| (3) 履 行 期 間 | 契約締結の翌日から令和 8 年 1 月 2 3 日まで |
| (4) 案件の概要 | |
| ア 目 的 | 本工事は、神崎 30 号雨水枝線管渠築造工事の実施にあたり支障となる水道管の移設を行うものです。 |
| イ 工事内容 | 別添設計図書等のとおり |
| (5) 予定価格 | 事後公表 |
| (6) 調査基準価格 | 設定 有（事後公表） |
| (7) 前金・部分払・契約保証金 | 前金払 有 部分払 無 契約保証金 有 |
| (8) 入札方法 | 本入札は、電子入札システムを使用し、入札参加資格確認申請時に技術資料等を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価し落札者を決定する総合評価方式（特別簡易型）による一般競争入札（事前審査型）である。 |
| (9) 同時受注件数 | 本案件と入札締切日が同一の案件に複数申請する場合は、同時に受注することが可能な件数を別記第 3 号様式「一般競争入札（事前審査型）参加資格確認申請書」（以下「参加資格確認申請書」という。）により申請すること。
開札は「入札案件一覧表」に記載の順に行い、落札候補者となった案件の数が上記により申請された件数に達した業者については、以降の案件についての入札を無効として取扱う。再入札となった場合は、開札日の最終回に開札が行われるものとみなす。
なお、同時受注件数は業種・金額等を問わず、同一日に行われるすべての一般競争入札案件について統一して適用する。 |

(10) その他

ア 本入札に参加する者が1者の場合は、入札を取りやめることがある。

イ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられる工事である。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

（1）令和6・7年度の白井市競争入札参加者適格者名簿（以下「適格者名簿」という。）に登載されている者で、白井市建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止措置又は白井市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を、本件の一般競争入札参加資格確認申請書提出期限日から開札の日までの間に受けていない者のうち、次の表の区分欄の各区分に対応する内容欄の内容を入札参加申請の申請期限までに満たす者とする。

区 分	内 容
（1）適格者名簿の登録業種	管工事
（2）格付等要件	①市内・準市内： A～B ②県内： A
（3）地域要件	①白井市内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者 ②千葉県内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者
（4）実績要件	平成31年度から本件公告日までに、国又は地方公共団体等が発注した契約金額が3,500万円以上の配水管布設工事を元請けとして完了した実績がある者。なお、JVによる実績の場合は、出資比率が30%以上のものに限る。
（5）担当技術者等の個人資格要件	当該工事に土木施工管理技士又は管工事施工管理技士の資格を有する技術者を配置できる者。なお、本件公告日現在で3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。 ※配置技術者については、建設業法第26条第3項及び同法施行令第27条第1項により、工事1件の請負代金の額が4,500万円（建築一式工事である場合にあっては、9,000万円）以上となる場合は、工事現場ごとに専任で配置すること。ただし、同法第26条第3項第1号及び第2号並びに同法施行令第27条第2項による場合はこの限りではない。また、同法第26条第2項及び同法施行令第2条により、締結した下請け契約の請負代金の額が5,000万円（建築一式工事である場合にあっては、8,000万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となり、監理技術者を配置すること。
（6）その他の要件	なし

（注）上記の各要件に「国又は地方公共団体等」とある場合は、次のとおりとする。

ア 国及び特殊法人等（「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」第1条に規定する法人）

イ 都道府県及び市区町村並びに地方公共団体の組合(地方自治法第284条第1項に規定する組合)

(2) 政令第167条の4の規定のほか、入札締切日において次の各号に該当しない者とする。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本工事の入札日前6箇月以内に手形、小切手を不渡りした者

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

エ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

3 入札参加申請及び資格確認等

入札への参加を希望する者は、以下により入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請期間 令和7年 3月5日(水) 午前 9時00分から
令和7年 3月12日(水) 午前11時00分まで

(2) 申請方法 電子入札システムにより、「参加資格確認申請書」及び次の関係資料を添え、申請すること。

①参加資格確認資料

- ・参加資格確認申請書に記載した同種工事の履行実績に係る契約書及び概要がわかる書類(写し)
- ・配置予定技術者の資格証(土木施工管理技士又は管工事施工管理技士)、監理技術者資格証及び3か月以上の直接雇用関係であることがわかる書類(健康保険証の写し等)

②「4 技術資料の提出 (3) 提出書類」に記載の技術資料

(3) 参加資格の有無及び資格確認等

参加資格については、電子入札システムにより「競争参加資格確認通知書」を令和7年3月25日(火) 午後5時00分までに通知する。

(4) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、資格がないと通知された日から起算して7日以内に、企画財政部財政課に書面を持参して行わなければならない。

(5) 理由については、説明を求められた日から5日以内に書面で回答する。

4 技術資料の提出

入札への参加を希望する者は、以下により技術資料を作成し提出しなければならない。

(1) 提出期間 令和7年 3月5日(水) 午前 9時00分から
令和7年 3月12日(水) 午前11時00分まで

(2) 提出方法 電子入札システムにより、「参加資格確認申請書」及び参加資格確認資料と共に提出すること。

(3) 提出書類 提出書類は以下のとおりとし、各様式の記載にあたっては、別表「落札者決定基準」の2から4を参照のうえ記載すること。

- ア 様式第1号 【特別簡易型①】評価点算定資料一覧表
- イ 様式第3号 工事成績評定一覧表
- ウ 様式第4号 配置予定技術者の資格・工事経験・工事成績
- エ 様式第5号 若手技術者・女性技術者の配置
- オ 様式第6号 継続教育（CPD）の取得状況
- カ 様式第7号 障害者の雇用状況
- キ 様式第8号 高年齢者の雇用状況
- ク その他、各様式に記載の添付書類

※イ、エ～キの様式については、該当のない場合は提出不要。

5 設計図書等の閲覧及び質疑について

(1) 入札への参加を希望する者は、設計図書等を必ず閲覧すること。

(2) 設計図書等の閲覧は、令和7年3月5日（水）から令和7年4月16日（水）までに、電子入札システムPPI又は上下水道課で行うこと。

ただし、上下水道課における閲覧は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除き、午前9時00分から午後5時00分の間に行うこと。

(3) 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、当該案件の所管課に書面（FAX等）により提出すること。また、質問がない場合、質問書の提出は必要ない。

ア 提出期間 競争参加資格確認通知を受けた時から令和7年3月28日（金）正午まで

イ 提出先 白井市役所 総務部 公共施設マネジメント課

質問に対する回答は、令和7年4月2日（水）正午までに白井市ホームページ内の「しごと・産業」→「入札・契約関連」→「入札・契約情報」に掲載する。

6 入札執行

(1) 入札受付期間

令和7年4月15日（火）午前9時00分から令和7年4月16日（水）午前11時00分までに電子入札システムにより提出すること。

(2) 入札保証金 免除

(3) 入札金額

入札金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額とすること。なお、契約金額は、入札金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

※なお、公共工事設計労務単価については、国より令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価の改定が発表されているが、改定前の公共工事設計労務単価を使用しているので、公共工事設計労務単価を用いて積算する場合は、注意すること。

(4) 開札日時

令和7年4月17日(木) 午前9時20分 に電子入札システムにより行う。

開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再入札を行う。

再入札の開札は令和7年4月18日(金)に行う。

7 入札金額内訳書の提示

(1) 第1回の入札に際し、入札金額内訳書を電子入札システムにより提出すること。

(2) 入札金額内訳書は指定した様式を使用すること。

8 入札の無効

以下に該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者並びに電子入札約款等入札に関する条件に違反した者が入札した場合

(2) 入札金額内訳書を提出しない場合

(3) 提出された入札金額内訳書の記載内容が、他の入札参加者から提示された入札金額内訳書と同一である場合

(4) 設計図書等を入札参加業者間で貸借した場合や設計図書等のコピー等を授受した場合

(5) その他、入札金額内訳書の記載内容及び入札金額積算に必要な資料の入手方法について、疑義が生じた場合

9 総合評価方式に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は価格及び企業の技術力等をもって入札に参加し、次に掲げるア～ウの要件に該当する者のうち、下記の(2)総合評価の方法によって算出された数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

また、評価値の最も高い者が2人以上ある場合において、当該者の技術評価点に違いがあるときにあっては当該技術評価点の高い者を落札者として決定し、当該技術点に違いがないときにあっては、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定するものとする。

ア 入札価格が予定価格を超えていないこと。

イ 評価値が、標準点(100点)を予定価格で除した数値を下回らないこと。

ウ 入札価格が白井市財務規則(平成5年規則第3号)第121条の2第1項に規定する調査基準価格を下回る場合には、白井市建設工事低入札価格調査試行実施要領第9条第1項に規定する価格失格判定基準(以下「価格失格基準」という。)に該当するものでないこと、又は第16条に規定する白井市低入札価格審査会において

失格判定基準に該当すると判定されていないこと。

(2) 総合評価の方法

ア 標準点を100点とし、加算点の最高を20点とする。

イ 加算点については、予定価格及び価格失格基準の制限の範囲内の入札参加者のうち、価格以外の要素として別表「落札者決定基準」に基づき評価し、評価点の合計が最高の者に20点を与え、他の者にはその得点比により按分して与える。

なお、このときの加算点は小数点以下第3位（第4位以下切捨）とする。

ウ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、標準点に各入札参加者の加算点を加えた数値（以下「技術評価点」という。）を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

なお、このときの評価値は小数点以下第4位（第5位以下切捨）とする。

(3) 落札者と認められたときは、電子入札システムにより「落札者決定通知書」を応札者全員に送付する。

10 低入札価格調査制度に関する事項

(1) 第1順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を実施のうえ、後日、落札者を決定し、入札者に対し決定の通知を行う。

(2) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「低価格入札者」という。）は、第1順位者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

(3) 低価格入札者は、入札執行日の翌日から起算して6日目の日（その日が白井市の休日定める条例（平成元年条例第19号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の直近の休日でない日）までに、調査関係書類を作成し提出しなければならない。なお、第1順位者でなくとも提出しなければならないが、規定の期限までに提出しない者は入札を無効とする。

(4) 低価格入札者は、事情聴取に協力しなければならない。なお、第1順位者でなくとも事情聴取を実施する場合があります、協力しない者の入札は無効とする。

事情聴取は、令和7年4月25日（金）から令和7年4月30日（水）までの期間（休日を除く）に実施する。再入札となった場合は、令和7年4月26日（土）から令和7年5月1日（木）までの期間（休日を除く）に実施する。ただし、当該期間に事情聴取をした者以外の順位者について事情聴取を要する場合はこの限りではない。

(5) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約において、当該者が過去2箇年度以内に竣工した本市（地方公営企業及び各行政委員会を含む。）発注の工事等に関し次の要件に該当する場合は、配置技術者を1名増員しなければならない。

なお、過去2箇年度とは、令和4年度及び令和5年度とする。

ア 60点未満の工事成績評価を受けている者

イ 発注者から施工中又は施工後、瑕疵に起因し工事請負契約書に基づく補修（軽微な手直し等を除く）又は損害賠償を請求された者

ウ 品質管理等に関し、指名停止を受けた者

エ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

(6) 第1回目の入札で、価格失格基準を下回る入札を行った者は失格とし、予定価格の範囲内の入札がない場合における再度の入札には、参加することはできない。

1 1 配置予定技術者の確認

工事の場合にあつては、落札者決定後、C O R I N S等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

また、参加資格要件に配置予定技術者要件がある場合は、病気・死亡・退職等極めて特別な場合で発注者がやむを得ないと認め、適正な工事に支障がないと判断した場合のほかは、配置技術者の変更は認められない。

1 2 開札結果の公表

落札者を決定したときは、次に掲げる事項等を入札情報サービスで公表する。

ア 工事の名称

イ 工事の場所

ウ 総合評価方式による理由

エ 価格以外の評価項目及び評価点

オ 入札参加者の入札金額、技術評価点及び評価値

カ 総合評価結果

キ 請負金額

ク 予定価格

ケ 調査基準価格

1 3 契約の締結

落札者は、落札後ただちに「落札者決定通知書」を印刷して、企画財政部財政課へ持参し、契約に関する指示を受け、7日以内に契約を締結しなければならない。また、落札者は、落札によって得た権利を第三者に譲渡してはならない。

契約書の作成については、受託者が製本するものとし、製本方法については、事業担当課の指示に従うこと。

1 4 契約保証金

(1) 契約金額(単価契約は予定総額。長期継続契約は12ヶ月分の契約金額。)の100分の10以上の額を契約保証金として納付しなければならない。

ただし、契約金額の100分の10以上の額の契約保証がなされていることが証明される次のアからウまでのいずれかの書類を提出することをもって、これに代えることができる。

ア 金融機関等の保証書

イ 公共工事履行保証証券

ウ 履行保証保険証券

(2) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約においては、契約金額の100分の30以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

1 5 技術資料の取扱い

(1) 技術資料の作成に要する費用は、入札への参加を希望する者の負担とする。

- (2) 提出された技術資料は返却しないものとし、当該技術資料は入札への参加を希望する者の資格の審査及び技術力等の審査の目的以外に利用しないものとする。ただし、技術資料を提出した者が当該目的以外の利用について承諾したときは、この限りでない。
- (3) 入札への参加を希望する者から提出された技術資料は、公表しないものとする。

1.6 その他

- (1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。
ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (3) 提出された資格確認資料は、返却しない。
なお、公表し、または無断で使用することはしない。
- (4) 履行期間は、事情により変更することがある。
- (5) 入札参加者は、この公告に記載する事項以外のことについては、白井市電子入札約款及び白井市電子入札システム運用基準を遵守すること。
- (6) 工事の場合にあつては、落札者は、資格確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。
- (7) 工事の場合にあつては、落札者は、建設業法の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて別記様式による通知書に記入し財政課に提出すること。
- (8) 入札参加者の使用する機器に障害等やむを得ない事態が生じた場合は、白井市の承諾を得て、紙入札に変更することができる。その場合、財政課へ変更する旨を連絡し、入札書等を入札受付期間内に持参により提出すること。
なお、いかなる理由があつても入札受付期間後の入札は認めない。
- (9) 入札を公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、入札を延期し、または中止することがある。この場合において、入札参加資格を有する者は異議を申し立てることはできない。
- (10) 当該工事に入札参加した業者の当該工事に係る下請等は認めない。
- (11) 履行状況が、技術提案内容等を満足していると認められない場合は、工事成績評定表の考査項目「法令遵守等」を3点減ずる。
また、履行状況が特に悪質と認められる場合は、指名停止等の措置を行うことがある。

1.7 問い合わせ先

白井市役所企画財政部財政課契約検査班 電話 047 (492) 1111
E-mail: zaisei@city.shiroi.chiba.jp

別表

落札者決定基準

工 事 名： 水道管移設工事（R 7）

工事箇所： 白井市富土地先

工 種： 管工事

1 価格以外の評価点を算定する評価項目及び評価基準

評 価 項 目		配点	評 価 基 準	評価点
企 業 の 施 工 能 力	ア 工事成績評定 ・ 白井市発注工事の「工種：管工事」における過去3ヵ年度間の工事成績評定点の平均値により評価する。 ・ 対象となる評定点がない場合は、平均値を60点とみなす。	8 点	80点以上	8 点
			75点以上80点未満	6 点
			70点以上75点未満	4 点
			65点以上70点未満	2 点
			60点以上65点未満	0 点
			60点未満	－4 点
	イ 優良工事表彰 ・ 過去5ヵ年度間の「工種：管工事」における千葉県優良工事表彰を評価する。	2 点	あり	2 点
			なし	0 点
	ウ 難工事表彰 ・ 過去5ヵ年度間の「工種：管工事」における千葉県難工事表彰を評価する。ただし、優良工事表彰の加点がある場合は、難工事表彰は加点しない。	1 点	あり	1 点
			なし	0 点
	エ 登録基幹技能者の配置 ・ 当該工事に関連する種類の登録基幹技能者（主任（監理）技術者を除く）を配置する場合に評価する。	1 点	配置あり	1 点
			配置なし	0 点
	オ ISO認証取得 ・ ISO9001 または ISO14001 の取得について評価する。	1 点	取得あり	1 点
			なし	0 点
	カ 主任（監理）技術者資格	2 点	1級土木施工管理技士若しくは1級管工事施工管理技士又は技術士（上水道及び工業用水道）	2 点
			その他、土木施工に係る資格	0 点

配置 予定技術者の 能力	キ 配置予定技術者の施工経験 ・過去10ヵ年度間の公共工事の「工種：管工事」における施工経験を評価する。	2点	実績あり	2点
			実績なし	0点
	ク 配置予定技術者の工事成績 ・過去3ヵ年度間の主任（監理）技術者として施工した白井市発注工事の「工種：管工事」における工事成績を評価する。	2点	75点以上の実績あり	2点
			75点以上の実績なし	0点
	ケ 若手技術者(40歳未満)、女性技術者の配置 ・現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐として配置する場合に評価する。	1点	配置あり	1点
			配置なし	0点
	コ 継続教育（CPD）の取得状況 ・（一社）全国土木施工管理技士会連合会、（公社）日本技術士会、建築 CPD 運営会議における推奨単位以上の学習への取組を評価する。	1点	あり	1点
			なし	0点
精通度 地域	サ 白井市内での施工実績 ・過去10ヵ年度間の白井市内での施工実績を評価する。	2点	白井市の実績	2点
			国・県等の実績	1点
			上記以外	0点
地域 信頼度	シ 事故及び不誠実な行為 ・過去2年間に白井市が行った指名停止等処分の実績。	0点	なし	0点
			文書注意	－2点
			指名停止	－4点
	ス 建設業労働災害防止協会の加入状況	2点	あり	2点
			なし	0点
地域 貢献度	セ 災害対策に関する協定 ・白井市と災害対策に関する協定を締結している場合に評価する。	2点	あり	2点
			なし	0点
	ソ 災害時の基礎的事業継続力（BCP）の認定 ・関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力（BCP）の認定の有無を評価する。	1点	あり	1点
			なし	0点
	タ 営業拠点の所在地の有無	2点	本店（社）が白井市内	2点
			支店（社）又は営業所（出張所）が白井市内	1点

			いずれも白井市内になし	0 点
	チ 地域特有貢献の有無 （１）障がい者雇用促進 （２）高年齢者雇用促進	1 点	該当あり	1 点
			該当なし	0 点
	ツ ワークライフバランスの推進状況 （１）えるぼし認定 （２）くるみん認定	1 点	該当あり	1 点
			該当なし	0 点
計		3 2 点		

2 価格以外の評価項目における同種工事に該当する工事

公共工事とは、次に示す機関が発注した工事とする。なお、共同企業体の施工実績については、出資比率が30%以上の場合に限る。

- ・国：省庁及び独立行政法人（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関）
- ・県：都道府県並びに都道府県が設立した道路公社、まちづくり公社、土地開発公社、下水道公社、住宅供給公社、農業開発公社及び地方独立行政法人
- ・市町村等：市区町村及び地方公共団体の組（地方自治法第284条第1項に規定する組合）

ただし、実績は請負金額が500万円以上の「工事実績情報システム（コリンズ）」で確認できるものに限る。

3 各項目の評価対象期間

- ・「ア 工事成績評定」において評価する過去3ヵ年度間の工事は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までに竣工した白井市発注工事「工種：管工事」とする。
- ・「イ 優良工事表彰」及び「ウ 難工事表彰」で評価する過去5ヵ年度間の表彰は、「工種：管工事」において平成31年4月1日から令和6年3月31日までに表彰を受けたものとする。
- ・「キ 配置予定技術者の施工経験」において評価する過去10ヵ年度間の公共工事とは、平成26年4月1日から令和6年3月31日までに竣工した「工種：管工事」とする。
- ・「ク 配置予定技術者の工事成績」において評価する過去3ヵ年度間に施工した白井市発注工事とは、令和3年4月1日から令和6年3月31日までに竣工した白井市発注工事「工種：管工事」とする。
- ・「サ 白井市内での施工実績」において評価する過去10ヵ年度間の施工実績は、平成26年4月1日から令和6年3月31日までに白井市内において竣工した工事とする。
- ・「シ 事故及び不誠実な行為」において過去2年間に白井市が行った指名停止等処分の実績とは、指名停止期間または文書注意日が入札公告日から遡って2年間（令和5年3月6日～令和7年3月5日）にかかるものを減点の対象とする。年度単位ではない。

4 配置予定技術者

配置予定技術者を複数配置した場合、主任（監理）技術者資格、配置予定技術者の施工経験の評価はいずれか低い方を採用する。

入札案件一覧表

件名	開札日時
白井市民プール維持保全工事（建築工事）	令和 7 年 4 月 1 7 日 午前 9 時 0 0 分
水道管移設工事（R 7）	令和 7 年 4 月 1 7 日 午前 9 時 2 0 分